

地域の平均所得に差がある場合、税制に地域間で大きな差がなければ、住民1人当たりの税収にも差が生じます。もし地方政府が公的サービスの費用を自らの地域の税収のみで賄うとすると、地域の平均所得の差は公的サービスの差につながります。

地方政府の提供する公的サービスが全国的に均質であるべきだと考えられていれば、中央政府は何らかの対策を講じなければなりません。ただ

やさしい経済学

地方再生の行方

第1章 地域格差と財政

5

慶応義塾大学准教授 別所 俊一郎

し、対策を講じるべきかどうかは、中央と地方の権限配分に依存します。現在の日本では、義務教育や生活保護などの福祉は地方政府に責任があります。こうした公的サービスは均質に提供されるべきだと考えられます。

公的サービスの責任を地方政府に負わせたまま、均質性を保つ方法の1つは、国の法律による規制です。しかし、地方政府に均質なサービスの提供を義務付けても、先立つものがなければ提供できないかもしれません。そこで、用途を限定した補助金を中央政府から地方政府に渡すことが考えられます。

国庫支出金はこのような手

国庫支出金で均質保つ

段の1つで、しばしば支出額や必要額の一定割合が渡されます。ただ、用途をあまり細かく限定すると地方固有の事情が無視されてしまうため、限定の仕方はケース・バイ・ケースです。

国庫支出金は、本来は中央政府が直接に提供すべきサービスを地方政府が提供しているときにも、用いられます。例えば国政選挙や旅券交付の費用です。道路や河川の整備のように、複数の地域の利益が絡み、広い地域や国全体で事業の進め方を調整しなければならぬときも、国庫支出金を用いられます。

いずれの場合も地方政府としては、自主財源(主に税収)が一定なら、国庫支出金が付く事業を実施するほうが多くのサービスを提供でき、地域住民にとって好ましいといえます。国庫支出金はこうした地方政府の行動を織り込んで、均質なサービスを提供させる誘導手段なのです。